

# 4月から 新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

現行	変更なし	4月から	介護予防給付
●訪問看護 ●福祉用具等	変更なし	●訪問看護 ●福祉用具等	介護予防給付
●訪問介護	新事業	●訪問型サービス(訪問介護等) 現行相当訪問介護サービス サービスB(住民主体によるサービス)	総合事業
●通所介護	新事業	●通所型サービス(通所介護等) 現行相当通所介護サービス サービスB(住民主体によるサービス)	
	新事業	サービスC(短期集中予防サービス)	
介護予防給付(要支援1・2)			
二次予防事業	新事業		
一次予防事業	新事業	一般介護予防事業	

高齢者の介護予防と日常生活の自立に力が注がれた「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。これまでの介護保険法に基づく全国一律の保険給付から、地域の実情に合わせて、市町村が効果的・効率的にサービス提供ができるようになります。



◆問い合わせ 高齢介護課

※地域包括支援センターについては、9面の介護相談のコーナーをご覧ください。

★何がかわるの？  
現在、要支援認定の人の、訪問介護サービス、通所介護サービスは、事業の枠組みが変わる以外でサービス内容等に大きな変更はありません。

★新しいサービスは？  
4月からは、訪問介護、通所介護ともにサービスB(住民主体によるサービス)を実施します。また、現在の二次予防事業は、総合事業のサービスCにスライドします。

★利用するには？  
介護予防ケアマネジメント(ケアプラン)に基づきサービスを提供します。詳しくは、お住まいの中学校圏域にある地域包括支援センター(ほっとあんしんネット)上のイラストが目印。または高齢介護課へご相談ください。

## 高額医療・高額介護 合算制度

### 自己負担限度額(年額)

#### ■70歳未満

所得金額(※)	自己負担限度額 (平成27年8月～ 平成28年7月)
901万円を超える	212万円
600万円を超え901万円以下	141万円
210万円を超え600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

※所得金額＝総所得額等から基礎控除(33万円)を引いたもの。

#### ■70歳以上

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ(※2)	31万円
低所得Ⅰ(※1)	19万円(※3)

※1 市民税の非課税世帯で、所得が一定以下(年金収入80万円以下)の人。  
※2 市民税の非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の人。  
※3 低所得Ⅰ区分の世帯で介護サービス利用者が複数いる世帯は、限度額が異なります。

## 子育て支援医療費 受給者証についてのお知らせ

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までを対象に、入院・通院時の医療費助成を実施しています。

制度対象者のうち、次の人に有効期限を延長した受給者証を3月に送付します。

新小学4年生▼平成32年3月までの受給者証(さくら色)

※白色の受給者証は、入院時に必要です。そのままお持ちください。

新中学1年生▼平成32年3月までの受給者証(白色・さくら色)

★対象年齢の範囲内にもかかわらず、受給者証をお持ちでない人は、お問い合わせ

◆助成内容

	0歳～3歳未満	3歳～中学3年生
入院	◇府制度(白色受給者証) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、入院・通院(医科・歯科)別	◇府制度(白色受給者証) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、医科・歯科別
通院	◇市制度(さくら色受給者証) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、医科・歯科別	◇市制度(さくら色受給者証) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、医科・歯科別

◆問い合わせ 国保医療課

## 保険料は 納期内に納めましょう

保険料は、皆さんが病気やケガをしたときに必要な医療費や介護サービスの財源です。

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、3月が今年度の最終納期月です。忘れず納めてください。

納期限が過ぎますと、督促が送付され督促手数料や延滞金が増加されます。保険料の納付が困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めにご相談ください。

1年以上 納付されないと 保険料の各納期限から1年を過ぎて、正当な理由もなく保険料の納付がない場合、保険証を返還していただき、被保険者資格証明書を交付することがあります。

被保険者資格証明書の交付を受けると、病院等医療機関の窓口では、医療費の全額を負担していただき、後日、国保の負担分の支給申請をしていただくこととなります。また、その支給額から滞りとなつている保険料を充当したり、保険医療を受けることを停止されたりすることもあります。

◆口座振替で 保険料の納付は、安心、確実な口座振替のご利用が便利です。金融機関に納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れの心配もありません。

◆口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または銀行口座届出印をご持参いただければ、保険料収納課でも申し込みいただけます。

◆お問い合わせ 保険料収納課

## 農業委員および 農地利用最適化推進委員の募集

農業委員会では、7月20日から任期が始まる農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

▽募集期間(両委員とも)  
3月1日(水)～3月24日(金) 必着

■農業委員  
業務内容 農地の転用、権利移動等の農地法に基づく業務(毎月1回)、担い手への農地の集約化(随時)、耕作放棄地の発生の防止、解消の推進に関する業務(随時)など  
募集人数 14人  
任期 7月20日～平成32年7月19日

■農地利用最適化推進委員  
業務内容 担当地域の農地の利用状況調査および利用意向調査(毎年1回)、農地の適正利用の確保に向けた現地活動(随時)、農地の貸し手・借り手の掘り起こしやマッチング(随時)など  
募集人数 8人(八幡地域2人、都々城地域3人、有智郷地域3人)  
任期 委嘱日(7月下旬)～平成32年7月19日

応募等について 両委員とも推薦も受け付けます。報酬、資格等詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 農業委員会事務局